

令和 8 年 4 月 2 日

大学院医学研究科長  
大学院保健学研究科長  
大学院理工学研究科長 殿  
農学生命科学部長  
被ばく医療総合研究所長

弘前大学長  
福田 眞作  
(公印省略)

### 動物実験に関する教育訓練の実施について（通知）

標記のことについて、弘前大学動物実験に関する規程第 22 条に基づき、教育訓練を下記のとおり実施しますので、貴部局関係者へ周知いただくようお願いいたします。

#### 記

1. 実施方法 オンデマンド
2. 受講方法 別紙のとおり
3. 対象者
  - 1) 動物実験計画書に記載予定の動物実験責任者及び動物実験実施者
  - 2) 飼養保管施設設置承認申請書に記載予定の飼養者
    - ※ 学部学生が卒業論文のための研究として動物実験に関わる場合は、研究者と同等の扱いとなり、教育訓練の受講及び計画書への記載が必要になります。
    - ※ ケージ交換のみの場合でも、教育訓練の受講及び計画書への記載が必要になります。
    - ※ 本学に赴任予定、動物実験を実施する予定の方も受講願います。
4. 講習内容等
  - 1) 適切な動物実験等の実施に関する事項
  - 2) 動物実験におけるバイオハザードに関する事項
  - 3) 実験動物の感染に関する事項
5. その他
  - 1) 学生が学生実習として動物実験を実施する場合は動画講習の受講が必要です。
  - 2) 組換え DNA 実験を行う方は、別途「組換え DNA 実験安全講習会」を受講願います。

【担当】 研究推進部研究推進課研究推進グループ  
総務・管理担当 坂本（内線 3906）  
E-mail: jm3906@hirosaki-u.ac.jp